



※1 有価物を含む。

※2 再資源化できない部分の重量を1%とみなしています。

## ■ 排出ガス濃度

ばいじん発生施設	ばいじん(g/m <sup>3</sup> N)			SOx(m <sup>3</sup> N/h)			NOx(ppm)- 酸素4%換算値		
	法規制基準値	自主基準	実測値【平均】	法規制基準値	自主基準	実測値【平均】	法規制基準値	自主基準	実測値【平均】
設備1	0.3	0.21	0.011	5.49	3.843	0.04	260	182	60
設備2	0.3	0.21	0.011	5.49	3.843	0.04	260	182	48
設備3	0.3	0.21	0.018	2.78	1.946	0.05	180	126	40
設備4	0.3	0.21	0.014	0.86	0.602	0.02	260	182	38
設備5	0.3	0.21	0.011	6.93	4.851	0.04	260	182	60
設備6	0.3	0.21	0.009	6.86	4.802	0.06	260	182	50

## ■ 排水水質 ----- 排出先は 下水道

水質汚濁防止法・下水道法における特定施設はありませんが、自主的に水質を測定しています。

健康項目	市の排出基準 (mg/L)	自主基準 (mg/L)	測定値【平均】 (mg/L)
鉛及びその化合物 (mg/L)	0.1	0.01	0.01

生活環境項目	市の排出基準 (mg/L)	自主基準 (mg/L)	測定値【平均】 (mg/L)
水素イオン濃度 (PH)	5~9	5.8~8.6	7.3
生物化学的酸素要求量(BOD) (mg/L)	600	420	127
浮遊物質(SS) (mg/L)	600	420	85
ノルマルヘキサン抽出物 鉱油 (mg/L)	5	3.5	1.57

## ■ 有害大気汚染物質の使用

ジクロロメタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、クロロホルム、塩化ビニールモノマー、1,3-ブタジエン、ベンゼン、アクリロニトリル、1,2-ジクロロエタン、ホルムアルデヒド、二硫化三ニッケル、硫酸ニッケル、アセトアルデヒド ----- 上記該当物質の使用実績なし